

福岡市ミニバスケットボール連盟

競技者移籍に関する細則について

U12 部会福岡市地区においても競技者の移籍に関するチーム内外のトラブル報告が後を絶ちません。

その主となる原因として『競技者・保護者の移籍に関する認識や常識不足』が挙げられます。

よって、福岡市地区においても競技者移籍に関する細則を文章化し、年度総会において再度説明周知するものとします。

基本となるガイドラインは下記に挙げる JBA 規定となります。

※JBA 各種規定より抜粋

◇U12 カテゴリーチーム運営基本指針（2024/4/1 版）

関係する項目→■登録にあたって 4.競技者の移籍

<http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/U12TeamGuidelines20240401.pdf>

◇U-12 カテゴリー移籍手続きガイド（2023/7/1 版）

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U12transfers_guide_20230701.pdf

福岡市ミニバスケットボール連盟においては移籍トラブルを未然に防ぐために下記細則を設けます。

1. 移籍希望者の『同地区内』チーム体験会参加においては、下記①②③を必ず確認し、
③に該当する場合は必ず移籍元指導者と連絡を取り合うこと。

①既に退部済みである

②在籍中だが両チーム指導者も外部体験を認識している

③在籍中だが片方もしくは両チームとも指導者の認識がない

※体験会が『トライアウトにならないように』留意して下さい。